

社会福祉法人治栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人治栄会(以下「当法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通りの報酬を支給する。

- (1) 当法人の職員を兼ねる役員等(以下「常勤役員等」とする。)については、報酬、賞与及び退職手当を支給しないこととし、職員就業規則及び給与規定に基づき、給与、賞与、交通費、退職手当等を支給する。
- (2) 職員を兼ねない役員等(以下「非常勤役員等」とする。)については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。また、非常勤役員等から業務に応じた報酬の受給辞退の申し出があったときは支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、下記のとおりとする。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2)理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3)監事

	日 額
監事監査への出席	20,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円